

静岡県告示第687号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

令和2年10月9日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
1 売りさばき人			1 売りさばき人		
名称(氏名)	所在地(住所)	売りさばき所の位置	名称(氏名)	所在地(住所)	売りさばき所の位置
(略)			(略)		
一般社団法人 静岡県安全運 転管理協会	(略)	(略)	一般社団法人 静岡県安全運 転管理協会	(略)	(略)
<u>株式会社日京</u> <u>クリエイト静</u> <u>岡営業所</u>	<u>静岡市清水区</u> <u>村松390番地</u>	<u>静岡市清水区旭</u> <u>町6番8号 静</u> <u>岡市清水区役所</u> <u>内</u>	静岡市食品衛 生協会	(略)	(略)
静岡市食品衛 生協会	(略)	(略)	(略)		
(略)			(略)		
2 (略)			2 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和2年10月30日から施行する。